

# 官報

号外 昭和二十八年三月二十日

## ○第十五回国会 閉会後の 参議院緊急集会 会議録第三号

昭和二十八年三月二十日(金曜日)午後  
一時二十一分開議

### 議事日程 第三号

昭和二十八年三月二十日  
午前十時開議

第一 期限等の定のある法律につ  
き当該期限等を変更するための  
法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

昨十九日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

文部委員 郡 祐一君  
運輸委員 岡田 信次君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

文部委員 岡田 信次君  
運輸委員 郡 祐一君

同日左の法律の公布を奏上した。

不正競争防止法の一部を改正する法  
律

国立学校設置法の一部を改正する法  
律

国会議員の選挙等の執行経費の基準  
に関する法律の一部を改正する法  
律

二 昨十八日内閣総理大臣から、自治庁  
選挙部長金丸三郎君を参議院緊急集会

昭和二十八年三月二十日 参議院緊急集会会議録第三号 議長の報告 会議

政府委員に任命した旨の通知を受領し  
た。

本日委員長から左の報告書を提出し  
た。

期限等の定のある法律につき当該期  
限等を変更するための法律案可決報  
告書

本日議長は本日の議事日程を左の通り  
定めた。

### 議事日程 第三号

昭和二十八年三月二十日(金曜日)  
午前十時開議

第一 期限等の定のある法律につ  
き当該期限等を変更するための  
法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) これより本日の  
会議を開きます。

日程第一、期限等の定のある法律に  
つき当該期限等を変更するための法律  
案(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。期限  
等の定のある法律につき当該期限等  
を変更するための法律案特別委員長河井  
彌八君。

### 審査報告書

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案  
右多数をもつて可決すべきものと議

決した。よつて多数意見者の署名を  
附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月二十日

期限等の定のある  
法律につき当該  
期限等を変更  
するための法律  
案特別委員長  
参議院議長佐藤尚武殿

### 多数意見者署名

- |        |       |
|--------|-------|
| 館 哲二   | 成瀬 幡治 |
| 小笠原三三男 | 菊川 孝夫 |
| 上原 正吉  | 宮本 邦彦 |
| 石村 幸作  | 中川 幸平 |
| 安井 謙   | 草葉 隆園 |
| 長谷山行毅  | 小林 政夫 |
| 高橋 道男  | 山田 節男 |
| 相馬 助治  | 谷口弥三郎 |
| 一松 定吉  | 松浦 定義 |
| 千田 正   | 溝口 三郎 |

### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、今次参議院の解散  
に伴い、次期特別国会の開会迄の  
間において、期限等の定のある法  
律中その期限等の到来するもの、  
即ち、法律自体の失効するもの、  
輸入税の減免措置及び所得税等の  
軽減措置の失効するもの、更に  
又、その他諸般の情勢上現状通り  
とすることが適当と認められるも

の等について、地方税法の一部に  
ついては一箇年、金管理法の一部  
については一箇月、外国人登録法  
の一部については一箇月余、関税  
定率法外十二件については二箇月  
間それぞれ施行期日等の延長を図  
るため、所要の改正を議じよう  
とするのであつて、已むを得ない  
措置と認める。

二、事件の利害得失  
本法の施行により、期限等の定  
のある法律中その期限等の到来す  
るもの全部又は一部の施行を一  
定期間延長し、又はその失効を防  
止する等の措置を講じ現状を維持  
し得る利益がある。

三、費用  
本法施行のために要する費用  
は、保安庁職員給与法に関する分  
として、二百五十八万円、国家公  
務員等に対する退職手当の臨時措  
置に関する法律に関する分とし  
て、五億一千八百五十八万三千円、  
合計五億二千六百六十三万三千円  
なり、昭和二十八年年度一般会計暫  
定予算、昭和二十八年年度特別会計暫  
定予算及び昭和二十八年年度政府関  
係機関暫定予算に計上してある。

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案  
参議院緊急集会に提出する。  
昭和二十八年三月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案  
期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

期限等の定のある法律につき当該  
期限等を変更するための法律案

第一条 左に掲げる法律の規定中  
「昭和二十八年三月三十一日」を  
昭和二十八年五月三十一日」に改  
める。

一 関稅定率法(明治四十三年法  
律第五十四号) 附則第二項

二 租稅特別措置法(昭和二十一  
年法律第十五号) 第二十六条第  
一項

三 少年院法(昭和二十三年法律  
第六十九号) 第二十一条第一  
項及び第二項

四 関稅定率法の一部を改正する  
法律(昭和二十六年法律第百  
十号) 附則第五項及び第六項

五 恩給法の特例に関する件  
置に関する法律(昭和二十七年  
法律第二十五号) 第二条

六 国家行政組織法の一部を改正  
する法律(昭和二十七年法律第  
二百五十三号) 附則第三項

七 行政機関職員定員法の一部を  
改正する法律(昭和二十七年法  
律第二百五十四号) 附則第六項

八 保安庁職員給与法(昭和二十  
七年法律第二百六十六号) 第  
二十八条第一項の表及び同条第三  
項

二 左に掲げる法律の規定中「昭和  
二十八年四月一日」を「昭和二十  
八年六月一日」に改める。

一 國際的供給不足物資等の需給  
調整に関する臨時措置に関する  
法律(昭和二十七年法律第二十  
三号) 附則第二項

二 厚生省設置法の一部を改正す  
る法律(昭和二十七年法律第二  
百七十三号) 附則第一項



まして、国が緊急の必要があると認められたものに限りまして、この緊急集会に提出せられた議案でありまして、この法案の内容をなすところの各法律案につきまして概略申し上げます。

第一に、法律そのものが効力を失するものとしたしましては、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律、及び恩給法の特例に関する件の措置に関する法律、この三件があるものでございます。これらの法律の失効によりまして法の空白が生ずることを避けるため、その有効期限を先ず以てそれ、二カ月間延長することとなつておるのであります。

次に関稅定率法におきましては、學校給食用の乾燥脱脂ミルクの輸入税の免除、租稅特別措置法におきましては、航空機の燃料用ガソリンの揮発油税の免除につきまして、又関稅定率法の一部を改正する法律につきましては、「こりやん」、「とうもろこし」、大豆等農産物、重油、航空機、建築染料及び産業用の重要機械類等の輸入税の免除又は軽減につきまして、更に昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律におきましては、給与所得及び退職手当に対する減税につきまして、おの／＼その措置が、本年三月三十一日限りで以て効力を失することとなりまして、いずれもこれらの期限を二カ月間延長いたすことになつておるのであります。次に金管理法におきましては、試験機、パイソ油等の輸入税を本年四月末まで免除いたすことになつておりますのを、これを五月末まで

で一カ月間延長しようとするのであります。なお国家行政組織法の一部を改正する法律、行政機關職員定員法の一部を改正する法律、及び厚生省設置法の一部を改正する法律におきましては、これは引揚護護庁が本年三月末日を限りとしたしまして、外局から内局、即ち引揚護護局となることとなつておりますのを、五月まで外局として存置するようによつての改正をいたしておるのであります。

又地方税法におきましては、昭和二十八年年度分につきましては従来通り附加価値税の実施を一年間延期するのであります。これに代えまして事業税及び特別所得税を賦課徴収することとしたしておるのであります。

更に少年院法におきましては、代用少年鑑別所及び代用特別少年院の制度を、それから次に保安庁職員給与法におきましては、同庁保安隊と警備隊の職員の一部の者の退職手当支給該期間を、それ／＼三月三十一日から二カ月間延長いたすといふものであります。

最後に、昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金金の償還期限の延期に関する法律におきましては、当該借入金金の償還期限を三月末日より六月一日まで、又外国人登録法におきましては、外国人の指紋捺捺の規定の施行を四月二十八日より六月一日まで、それ／＼延長いたすべく所要の改正をいたしておるのであります。以上が本法律案の内容であります。

委員会におきましては、先ず政府から提案の理由及びその逐条につきまして説明を聴取いたしましたのちに、委員諸君から熱心な御質問があつたのであります。

先ず総合的な質問といたしましては、第一に、「期限の定めある関係諸法律について、その期限延長を原則として二カ月としたのはどういふわけであるか、法律によりましては二カ月といふことは短いであらう、或いは次の内閣がこの問題を処理するにおいて困難を感じはしないか」といふような点であります。即ちそれに対しては、政府は、「二カ月という短期間の延長は、次の内閣をして更に期限延長という同様の措置を強制する結果となつて、そういう二カ月という短期間の延長は、次の内閣をして更に期限の延長という同様の措置を強制する結果となつて、妥當を欠くのではないか」といふ質問でありました。又「内容によつてそれ／＼期限延長は異なつて然るべきではないか」といふ質問、これに對しましては政府からの答弁は、「次期特別国会における新内閣の自主性を尊重すると共に、參議院緊急集会の本質に鑑みまして、必要の最小限度にとどめるべく一律に二カ月とした」といふ趣旨の答弁があつたのであります。第二点は、この法律案の緊急性の問題であります。「この緊急性を具体的に説明された」との委員側の質問に對しまして、政府側からは、「時間的關係において緊急である点は別段問題ではないけれども、その必要性について問題がある」と前置きをいたしまして、一、二の例を挙げて、具体的な必要性について説明があつたのであります。第三は、この法律案の可分、不可分の問題であります。この点につきまして

は種々議論が囀られたのであります。が、質疑応答によつて明確になりましたことは、この法律案は十数件に上つておりますが、別個の法律でありまして、それ／＼その期限等を延長しようとするものでありますから、各法律については可分であり、又一つの法律中にあるものであつても、内容的に可分なものであり得るのであるが、その基準は、すべて客観的にのおの／＼から定まるものであつて、假令衆議院において適正を欠くと認められるところの個条について、一部同意、不同意等の議決が行われし場合に、どう取扱うかと言へば、むしろ違憲立法として訴訟を提起することもできるであらうし、更に又衆議院におきまして、こういう問題の発生を防ぐ方法といたしましては、「別途に新しい法律案を發議する方法もある」と考えられる」といふことでありました。大体これらの点が総合的な質問として重要なものであると考えました。

そこで總括質問を終りまして、逐条審議に入つたのであります。先ず、その各条項につきまして、それ／＼当該政府当局からの細かい説明を聴取いたしました。これに對しまして、主として緊急の必要ありやという点と關連いたしまして、各種の立場から種々の具体的な論議が交わされたのであります。その内容の主なものだけを申し上げます。

その一は、関稅定率法等の一部を改正する法律に關しまして、建築染料の減税については、関係者間においても、費否相對立しており、その一方に与するよるな措置を緊急集会においてやることは適正を欠くのではないかと、いふ質問でありました。これに對しまして

政府からは、「先の国会において減税の措置をとつたいきまつてに鑑みまして、一応現状通りとするための措置である」といふ旨の説明がありました。

第二は、租稅特別措置法に關するものであります。これにつきましては、二、三の委員より、「航空機燃料用ガソリンの揮発油税の免稅は、一般國民には何ら影響はない。特定の航空事業に對してのみ關係するものであつて、免稅の措置としての存続は、占領の残りの滓ではないか。又緊急のものとして免稅措置をする必要はないのではないか」といふ質問がありました。これに對しまして政府からは、「航空機輸送の健全なる發達という國家的な要請に基きまして、その経営状態よりして、免稅措置をとる必要がある。そうして緊急性のあるという結論に達した」との答弁であります。その三は、少年院法に關する点であります。「本改正は、少年院等の設備に對する当局の不熱心を回避するための措置ではないか」といふ質問でありました。これに對しまして政府側からは、予算の都合上止むを得ずこの必要な措置が十分に急速にとられていないといふ実情を詳しく述べました。「従つてこの改正は、暫定的の措置に過ぎない」といふことを申したのであります。その四は、引揚護護庁を外局として存置しなければならぬ緊急性如何といふ問題でありました。この点につきましては政府から、「今回多数の中引揚者が歸つて来るのでありますから、これに對しまして万全を期するためには、内局にするにすることによること、事務上の繁雜を除去することが必要であるといふことが主な理由である」といふ答弁で

政府からは、「先の国会において減税の措置をとつたいきまつてに鑑みまして、一応現状通りとするための措置である」といふ旨の説明がありました。

政府からは、「先の国会において減税の措置をとつたいきまつてに鑑みまして、一応現状通りとするための措置である」といふ旨の説明がありました。

政府からは、「先の国会において減税の措置をとつたいきまつてに鑑みまして、一応現状通りとするための措置である」といふ旨の説明がありました。

政府からは、「先の国会において減税の措置をとつたいきまつてに鑑みまして、一応現状通りとするための措置である」といふ旨の説明がありました。

昭和二十八年三月二十日 參議院緊急集会會議録第三号 期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案

昭和二十八年三月二十日 参議院緊急集会會議録第三号 議事日程追加の件 昭和二十八年年度一般会計暫定予算外二件

ありました。その五は、国際的供給不足物資等の需給調整に関する点であります。これは数種の特種の金属に関するものであります。それらはずべて戦争に必要な物資であつて、何故に緊急集会を求めたまでもこの特殊の措置を維持しなければならぬ」という質問でありました。これに對しまして政府は、「必ずしもこれは軍需物資ではない。他に広い用途があるのみならず、国際的關係からしても、是非ともこれは保持して行く必要がある」という答弁でありました。その六は、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の問題であります。が、「國際電信電話株式会社の株について大蔵省が売却した代金を、電信電話公社の借入金に引当にする」といふ噂があるがどうか」といふ質問に對しまして、大蔵政務次官から、「かようなことではない」とはつきり答弁があつたのであります。最後に、國家公務員等に対する退職手当に関する質問がありました。これに對しまして政府からは、予算は棒給予算に一・五割を乗じたものの二ヵ月分を計上することになつてゐるのであります。で、「整理を對象とした退職手当については暫定予算には計上してない」といふ答弁があつたのであります。

なことは考へていない」といふはつきりした答弁があつたのであります。かようにいたしました質問を終了いたしました討論に入つたのであります。先ず、共產黨の須藤委員から党を代表いたしまして、「本改正の措置は、吉田政府四カ年に亘る失政の結果であり、少府四年に亘る失政の結果であり、少府四年の期限延長は政府の怠慢に基くものである。一方においては航空用燃料の免税、軍需物資の需給調整等、不十分な部分に金を使うための措置には絶対反対である」といふ意見の開陳がありました。続いて自由党を代表いたしまして中川委員から、「引揚援護庁を外局のままに存置する点などについて議論があつたようであるけれども、これは現状を維持することにとどむる」といふこの改正案の趣旨は極めて適切なるものである。而して全体においてこの法律案は最も必要なものであるから、これに賛成する」といふ意見でありました。次に、社会党第二控室を代表せられた山田委員から、「本法律案は、その出し方及び内容において相当疑義を感して、極めて遺憾ではあるけれども、単なる臨時的な措置と認めてこれに賛成する」といふ意見が述べられたのであります。更に引続きまして社会党第四控室を代表いたしまして、菊川委員から、「今回の緊急集会は、憲法第六十九條の濫用に基くものであつて、根本において妥當を欠くばかりでなく、この法律案は、その形式内容共に幾多の疑義もある。併しなから臨時的な措置であるという点及び選挙を目前に控えて國民に無用の疑惑を生ずるといふようなことがあつてはいけぬから、慎重にこの問題を考慮すべきである」といふ観点から、不本

意ながらこれには賛成する」といふ意見が開陳せられました。最後に、改進黨を代表せられました一松委員から、「緊急集会に提案するべきものは、法律の施行の停止又はその失効が、國民の福利増進に重大な悪影響を及ぼす場合のみに限らるべきであるにかかわらず、この法律案については、その第一條第五号、恩給法の特例に関する件等、緊急の必要なものが包含されてゐるのは極めて遺憾である。この点につきましては、早急に適切な処置を將來の政府に要望する」と、さういふ発言をせられまして、不満足ながら本案に賛成するといふ御意見でありました。かようにいたしました討論を終りまして、採決を行いました結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。  
午後一時四十三分休憩  
午後五時二十一分開議  
○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。参事に報告させます。  
〔参事朗読〕  
本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十八年年度一般会計暫定予算可決報告書  
昭和二十八年年度特別会計暫定予算可決報告書  
昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算可決報告書  
○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、  
昭和二十八年年度一般会計暫定予算、昭和二十八年年度特別会計暫定予算、昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算、昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算、昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算以上三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長岩沢忠恭君。  
審査報告書  
昭和二十八年年度一般会計暫定予算(閣下第一号)  
昭和二十八年年度特別会計暫定予算(閣下第二号)  
昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算(閣下第三号)  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十八年三月二十日  
予算委員長 岩沢 忠恭  
参議院議長佐藤尚武殿  
多数意見者署名  
左藤 義詮 高橋進太郎  
石坂 豊一 森 八三二  
池田宇右衛門 中川 幸平

一、委員会の決定の理由  
昭和二十八年年度一般会計暫定予算、昭和二十八年年度特別会計暫定予算及び昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算は、昭和二十八年年度一般会計、特別会計及び政府関係機関各予算が、昭和二十八年三月十四日の衆議院解散によつて不成立となつたので、財政法第三十條の規定により作成せられた昭和二十八年四月一日から五月三十一日までの期間に係る暫定予算であり且つ國政の運営上必要な最少限度の経費のみを計上した骨格予算であつて、概ね適當な処置と認めらる。  
二、事件の利害得失  
この予算の成立により年間予算が成立するまでの過渡期に對処することが出来る。  
三、費用  
一般会計暫定予算総額  
歳入 一千四百十五億二百三十万四千円  
歳出 一千四百十七億四千八十一万五千元

特別会計暫定予算総額

歳入 四千二百二十二億五千七百九十九万九千九百

歳出 四千四百七十七億二千二百二十五万八千四百

政府関係機関暫定予算総額

歳入 一千五百五十九億八百三十三万四千

歳出 九百四十五億二千七百七十九万九千九百

昭和三十八年度一般会計暫定予算

昭和三十八年度特別会計暫定予算

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

昭和三十八年度三月十八日

年度のうち、四月及び五月分にかかる暫定予算であります。年間予算が成立するまでの暫定的なものであります。新法に成立した法律の実施に伴うもののほか、新規計画に伴う経費はこれを避けることとし、国政の運営上如何に必要なもののみでありまして、いわば骨格予算であります。以下その内容を簡単に御説明申し上げます。一般会計の暫定予算は、歳入一千四百四十五億二千七百七十九万九千九百、歳出二千四百七十七億九千九百九十九万九千九百、歳入超過となつております。この不足額は、国庫余裕金及び大蔵省証券の発行により支弁いたす予定であります。

のみにとどめております。なお、平和回復善後処理及び連合国財産の補償に関する経費は、差当り必要がありませんで計上いたしております。又恩給法の一部を改正する法律案は不成立に終了したもので、戦没者遺家族、戦傷病者留守家族に対する従前の援護措置を続行することとなるのであります。この暫定予算では、支出時期の関係上、留守家族の分のみを計上いたしております。第二に、地方財政に關しましては、四月一日より実施せられる現行の義務教育費国庫負担法の規定により、義務教育費国庫負担金の二カ月の所要額八十九億九千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたし、地方財政平衡交付金は二カ月の所要額八十七億九千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。第三に、公共事業、食糧増産対策事業、その他の建設事業につきましては、原則として、継続費として年度割の確定しておるものについてはその四分の一を計上し、その他は前年度より継続するものについて最小限度の事業を実施することとし、おおむね前年度の四分の一を目途として、公共事業費二百四十四億八千九百九十九万九千九百九十九円、食糧増産費九十九億七千九百九十九万九千九百九十九円、住宅対策費十四億九千九百九十九万九千九百九十九円、第四に、一般会計よりの出資投資として、先の国会において成立した農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律によつて同公庫の資本金が増額されましたので、これに対する出資二十億圓を計上するにとどめております。第五に、その他一般経費は、原則として、政府機構を維持運営するための人件費、事務費、及び前年度からの引続きの事業について二カ月分を計上しております。但し、今次の衆参両院の選挙

に必要な経費は全額二十八億八千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたし、中共地区引揚げに要する経費は、四、五、二カ月間の引揚者を二万名と予想し、五億九千九百九十九万九千九百九十九円を計上しております。次に、特別会計の暫定予算は、歳入として四千二百二十二億五千七百九十九万九千九百九十九円、歳出四千四百七十七億二千二百二十五万八千四百、政府関係機関の暫定予算は、歳入一千五百五十九億八百三十三万四千、歳出九百四十五億二千七百七十九万九千九百九十九円、歳入超過となつております。ただ特別会計につきましては、先に提出された年間予算と異なり、他の法律案が審議未了となりましたために、廃止される予定の米国対日援助見返資金特別会計及び米国対日援助物資等処理特別会計が存続されることとなり、又新設される予定であつた産業投資特別会計等の設置、中小企業金融公庫の設立が取りやめとなつた等の点であります。以上が昭和三十八年度の暫定予算の概要の骨子であります。これに対し当委員会いたしましたは、三月十九日、同日審議を重ねたのであります。御承知の通り、参議院の緊急集会において暫定予算を審議いたしましたことは、新憲法下最初の事例であります。関係上、緊急集会の性質、これに付議せらるるところの暫定予算の性格について論議の集中されましたことはもとより当然であります。この詳細につきましては速記録に譲りますが、主なる論点を御紹介いたします。先ず「緊急集会に付せられる暫定予算は、憲法第五十四条、財政法第

三十条の精神に照らし、否決できないものと考へらるるが、否決することができぬかどうか」という問に対し、政府は、「この暫定予算は新規の政策を含まず、国の機構の運営維持に最小限度のもののみ計上してあるから、条項なりや否やの認定の権限は国会にあり、従つて提出されておる暫定予算を検討した上これを修正することも、更に、原案を否決し、政府に組替要求をなすこともできるのではないか」という質疑がありました。これに対しては、「法規上は別段の規定がないから修正も組替要求も可能であるが、新年度において全然予算のない状態というものは条項上予想されないうこと、新規の政策事項であるか否かは国会の認定に待つとしても、政府が既成の秩序や事業を継続するに必要な最小限の経費を暫定予算に含むことは当然であつて、例えば防衛関係費を全然削るが、これは別な意味での既定秩序の変更である」という見解をとつております。又、暫定予算を四、五の二カ月としたことに対し、六月以降も暫定予算とならないかという質問もありました。五月十九日までに新国会が召集される関係上、六月以降も暫定予算となる可能性が予想されるも、この際の政府としては暫定予算は最少期間につき含むことが妥当と信ずる」とのことでありました。予算の内容につきましては、義務教育費国庫負担金の算定基準はどうかというに對しまして、最近の資料に基く現現給の二カ月分を計上したものであるとの答弁があり、そのほか公共事業、食糧増産対策費、食糧経

三月二十日、参議院緊急集会会議録第三号、昭和三十八年度一般会計暫定予算外二件

昭和二十八年三月二十日 参議院緊急集會決議第三号 昭和二十八年度一覽會計暫定予算外二件

費、中共地区別補償費等につき、質疑と答弁がありました。三月十四日の衆議院解散手続及び暫定予算提出の政治責任につき、特に吉田総理大臣の出席を求め、「政府は第七条の三項による解散となしておるが、今回の場合は第六十九条の不信任決議が成立したため解散であること、第六十九条は政府は解散が総辭職かのみずれかを選擇しなければならぬとしておるので、即日解散の挙に出た結果生ずることあるべき國務の滞滯、経済界の混乱については、政府の責任ではないか」との質疑に対し、政府は「速かに国民の審判を仰ぐことが即ち民主主義政治の常道である」との見解をとつておるのであります。

今回の緊急集會は三月十八日に召集されたのであります。暫定予算の政府提出が遅れたため、審議時間は僅かに二日に過ぎず、決して十分審議を尽くしたとは申されません。

併し諸般の情勢上、質疑を終了し、討論に入りまして、内村委員は日本社会党第四控室を代表して、この暫定予算が吉田内閣の不当なる解散の結果であること、この暫定予算に引続き第二の暫定予算が必至であり、長期間に亘つて空白状態が続くこと、地方財政を圧迫すること、防衛支出金、保安庁経費のごとき政策的な再軍備費を含んでおることの四つの理由を挙げて反対、高橋委員は自由党を代表して、本予算案の内容が国家生活維持運営上真に必要不可欠なものであるとして賛成、永井委員は日本社会党第二控室を代表して、この暫定予算は、憲法、財政法に違反するものであること、又暫定予算に盛り込まれている防衛費等政策を

含むものとして反対、森委員は緑風会を代表して、原案に賛成なるも、予算使用上不当支出等の懸念なきよう政府の嚴重なる注意を促し、木村委員は労働者農民党を代表して、この暫定予算は憲法上の疑点のあること、防衛支出金、保安庁経費のごとき我が党と対立する政策的経費を含んでおるとして反対、榎木委員は改進黨を代表して、細目については論議すべきものもあるが、全体として国政運営上最少不可欠のものであるとして賛成、岩間委員は日本共産党を代表して、憲法違反の疑いが濃厚であること、この予算には政策が織込んであること、この暫定予算に就いて再び吉田内閣の手によつて暫定予算が提出されること懸念がある等の理由を挙げて反対されました。

かくて討論を終局し、採決の結果、本委員会に付託せられました昭和二十八年度暫定予算三案は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 三案に対し討論の通告がございまして。発言時間は十分間に制限いたします。これより発言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇〕

○岩間正男君 今次提出されました暫定予算は、未だ新憲法下初めての事例であります。それに、而も本緊急集會におきますところの最重要案件であり、五百億に及ぶと云ふところのものであつて、非常に重要な案件でありますので、これを本会議において討論を明らかにすることを我々は要求したものであります。然るにこれに對しまして、只今議長から時間の制限がござい

ました。(不都合だと呼ぶ者あり) 我々がこれを委員会であげましたのは三十分でございます。現在は五時半を過ぎております。二時間の時間が実は空費されておる。なぜ空費されたかという、これは議院運営委員会におきまして、この案件をどうするか、討論をどうするかという問題もあつたのであります。一方におきましては、小会派閉め出しの陰謀が企てられておつたというふうな、こういうことによつて、緊急集會の案件とはおおよそ反対、何ら関係のない案件によつて、このようにこの本会議が延ばされたというところは、重要な問題である。我々はこの重要な案件についてこそ審議を尽くすべきであるというのを先ず申し上げたいと思つております。(その通りと呼ぶ者あり)

そこで、私は先ずこの暫定予算に對しまして、日本共産党を代表しまして反対し、更に相替を要求するものであります。

その理由をいたしまして、先ず第一に、この暫定予算が誠に止むを得ない、仕方がないというふうな、実に追い詰められたこのやうな形によつて、この法案を、この予算案を通さなければならぬ、こういう恰好で、のつびきならぬ態勢の下にこの通過が策せられておる。こういうやうなことは誠にこれは我々は責任を持ち得ないものであります。言までもなく今次の暫定予算は、自由党内紛解散によるこの不始末の結果したものであります。この結果は、憲法違反、財政法違反までもやりました。而も審議期間が甚だ短かく、而もこういう中で十分な審議を尽くすことなく、これが通される。これが先例となることがあつたなら

らば、非常に今後の国会運営上に私は一大汚点を残すと考へるのであります。このやうな形で通る暫定予算に對しましては、我々は絶対に賛成することができないのであります。これが反対の第一点でございます。

第二点は、この予算案は政策を盛り込まないところの事務経費である、これだけに限定して組んだものであるといふことが、政府からしばしば説明されたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) 果してその内容を見ると然るかどうか、この中には、例えば防衛分担金、保安庁経費のごときものがこれに盛り込まれております。防衛分担金のごときは非常に大きな問題がある。(そんなことは委員会でもつたじやないか)と呼ぶ者あり) この防衛分担金については、当然これは國庫・ラスタ交換文書によりまして、この減額といふことが条約によりましてもこれは当然に予想されなければならぬのであります。それが何ら処置がとられなくして、既定条約によるところの義務行為であるといふことで、これがこのまま提出されている。これは明らか政策はないと言いつながら、この点におきまして、はつきり政策を遂行してやることになるのであります。若しこういうことを許すならば、同時に、一番目下大きな問題になつておりますところの金融、中小企業金融の問題を解決するところの中小企業特別会計といふ、これが法案の中止によつて十分できないとするならば、これに對して現実に当面したところのこれは案件に對する適當な処置が同時になされなければならぬのであります。又或いは中共地区の引揚補償費これも甚

だこれは要件を満たすことのできない雀の涙ほどの対策でしかない。こういうものに對しても十分に措置をなされなければならぬ。或いは又、今度この案を最初に政府が組みますときに問題になりましたところの義務教育費半額負担法、これを六月一日まで延期して、そうして予算を、今までの従来の慣例によつてこれを組んで出したのであります。この問題は参議院の反対によりまして、これは出さない。これについては参議院の反対がありまして、組替えをしたのであります。さて義務教育費半額負担法によりまして出された予算を見まして、先ほど文部省の政府委員の答弁によりまして、これは僅かに年間の職員の手給が一千六百六十五億、こういうやうな総額で組まれております。ところが、先ほどから問題になりましたように、この前の本予算におきまして、これは大体自治庁の見当におきまして一千五百五十五億、これだけのものがどうしてもこれは教員費として必要である、こういう建前であつたのであります。従いまして今度の予算におきましては、僅か十億余これが増額されているに過ぎない。而もそれに対するところの文部省の説明を聞きまして、今、現在の教員給の現員現給によるところの實際の支出が何ほどになつておるかといふ問題につきまして、これは十分な基礎資料を持つていない。こういう形で、実は何れも確実な統計の上に立つていない。又この前義務教育費負担法が通過するときに、教材費のごときは三千億組むといふことが、これは殆んど確定的に、大蔵省を入れましたこの問題が決定されてい

ました。非常に今後の国会運営上に私は一大汚点を残すと考へるのであります。このやうな形で通る暫定予算に對しましては、我々は絶対に賛成することができないのであります。これが反対の第一点でございます。

るにもかかわらず、この予算によりましては、十九億を前提として、この二カ月分を繰り込んでおるのであります。このようにいうならば、誠にこれは政策の修正をやつておきまして、一方におきまして、事務的な経費であり、政策は全然入れないと言いつながら、このように点におきましていろいろな政策面の変更がなされておるのであります。この点で政府のやり方というものは全く首尾一貫しない。このように法案の結果、これは議員の今後の給手面のうちで、どうしてもこれは首切りというふうな事態が起る心配が十分あるのであります。で、こういう点から私はこのように予算案に対して賛成することができない。

第三の反対の理由は、この予算案が通されても、これによつて恐らく今後大きな混乱が予想されると思つておられるよ、ゆつくりやれと呼ぶ者あり例えは今年度の衆議院の総選挙は四月十九日にこれはなされず。それから国会法によりまして、一カ月後にこれは国会を召集しなければならぬ。一カ月としますと、五月十九日までにこれは召集しなければならぬことになり、五月十九日からこの予算のきりになり、五月十九日の五日の末日までは、僅か十二、三日しか残さない。国会が仮にこれを召集されなくても、そのあとには、果して一体現在の政治情勢から考へるときに、新しい首班の指名が可能であるかどうかといつた問題が当然起つて来る。このようにことになり、と、最悪の事態におきましては、現在の残存吉田内閣によりまして再び暫定予算を編まなければならぬといふよ

うな、そういう実にはこれは政治的には問題にならない事態も発生しかねないところの危険性を十分に孕んでおられるところの予算なのであります。現在の政治の現状を見ますときに、これらの困難を避けるために十全なる措置が、如何に暫定的な内閣と言いつながら、その点を見通し、責任を持つてこれらのものに対処するといふのが、当然私はこれは政府の責任であらうと思つておられます。(賛成)と呼ぶ者あり然るに、この点については、何ら責任を負うことなく実に、あとは野となれ山となれといふような態度をとつておられる。そういう点におきまして、この予算案といふものは、誠に国民に対するところの責任を完全に現内閣は、暫定内閣は、果そうとする意図の下に立つていないといふことを私は指摘せざるを得ないのであります。

以上挙げました三点の理由によりまして、我々日本共産党は、この暫定予算に反対して、組替を要求するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。三案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。(拍手)

これにて緊急案件はすべて議了いたしました。よつて緊急集会は終了いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、私から特に一言御挨拶を申し上げたいと存じます。議員諸君のうち半数のかたは、来た五月二日を以て任期を終えられるわけでございます。私も又そのうちの一人でございますが、不肖私が議長の職を汚しまして以来、今日まで、参議院を汚しまして、幾多困難な場面を経たのであります。その間、辛うじて私としての職責を果すことを得ましたのは、ひとえに皆様の御厚情と御協力のためでございます。先ず以てここに深く感謝の意を表する次第でございます。

願ひますれば、日本国憲法に基いて、第一回国会が召集されてから今日までの約六カ年間、国会は十五回の会期を重ね、又参議院の緊急集會も二回に亘り集會を求められたのであります。この間国会は、国権の最高機関として国民の信託に応え、我が国再建の基礎となるべき幾多の法律案、予算その他重要案件を審議するなど、その使命の達成に尽瘁し、でき得る限りの成果を挙ぐべく努力して参りましたことは、諸君と共に欣快に堪えないところでございます。

ここに來たる五月二日を以て任期を終えられます諸君が本院議員として残された御功績に対し、深甚の敬意を捧げる次第でございます。終りに、内外多事多端の折柄、今後一層独立日本確立のため御健闘あらんことを期待し、切に御自愛御自重をお祈り申上げまして、御挨拶といたします。

- 〔拍手起る〕
○議長(佐藤尚武君) これにて散會いたします。
午後五時五十二分散會
○本日の會議に付した事件
一、日程第一 期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案
一、昭和二十八年年度一般会計暫定予算
一、昭和二十八年年度特別会計暫定予算
算
算
議員
伊達源一郎君 館 哲二君
高橋 道男君 高田 寛君
高木 正夫君 島村 軍次君
杉山 昌作君 楠見 義男君
河井 彌八君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 加賀 操君
尾崎 行雄君 奥 むめお君
岡部 常君 伊藤 保平君
石黒 忠篤君 飯島連次郎君
山本 勇造君 山川 良一君
村上 義一君 森 八三君
三浦 辰雄君 溝口 三郎君
前田 稷君 藤森 眞治君
波多野林一君 西田 天香君
中山 福藏君 徳川 宗敬君
田村 文吉君 小林 政夫君
小宮山常吉君 團 伊能君
平林 太一君 池田七郎兵衛君
郡 祐一君 岡崎 眞一君
松平 勇雄君 岡田 信次君
加藤 武徳君 城 義臣君
植竹 春彦君 山本 米治君
古池 信三君 小杉 繁安君
青山 正一君 木村 守江君
西山 龜七君 玉柳 實君
大谷 肇潤君 一松 政二君
深水 六郎君 草葉 隆圓君
左藤 義詮君 黒田 英雄君
小林 英三君 中川 以良君
川村 松助君 寺尾 豊君
松野 鶴平君 中山 壽彦君

昭和二十八年三月二十日 参議院緊急集會決議録第三号 議長の挨拶 議長の挨拶に対する伊達源一郎君の謝辞

昭和二十八年三月二十日 参議院緊急集會會議録第三号

小串 清一君	重宗 雄三君
大野木秀次郎君	入交 太藏君
宮田 重文君	西川甚五郎君
宮本 邦彦君	杉原 荒太君
平井 太郎君	秋山俊一郎君
石村 幸作君	藤野 繁雄君
長谷山行毅君	高橋進太郎君
滝井治三郎君	森田 豊壽君
油井賢太郎君	安井 謙君
平沼彌太郎君	小瀧 彬君
上原 正吉君	竹中 七郎君
小川 久義君	池田宇右衛門君
愛知 揆一君	鈴木 恭一君
北村 一男君	小野 義夫君
白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君
石原幹市郎君	島津 忠彦君
栗柄 越夫君	前之園喜一郎君
泉山 三六君	黒川 武雄君
横尾 龍君	石坂 豊一君
中川 幸平君	大矢半次郎君
成瀬 暉治君	大野 幸一君
重盛 壽治君	江田 三郎君
高田なほ子君	三輪 貞治君
小泉 秀吉君	吉田 法晴君
荒木正三郎君	矢嶋 三義君
田中 一君	小林 亦治君
三橋八次郎君	中田 吉雄君
菊川 孝夫君	相馬 助治君
内村 清次君	木下 源吾君
小笠原二三男君	野濤 勝君
山田 節男君	棚橋 小虎君
山下 義信君	上條 愛一君
須藤 五郎君	岩間 正男君
水橋 藤作君	木村福八郎君
堀 眞琴君	大山 郁夫君
千田 正君	堂森 芳夫君
石川 清一君	深川タマエ君
三好 始君	菊田 七平君
東 隆君	松永 義雄君

深川榮左エ門君

鈴木 强平君

松浦 清一君

松浦 定義君

木内キヤウ君

曾弥 益君

有馬 英二君

松原 一彦君

谷口弥三郎君

境野 清雄君

外務大臣

岡崎 勝男君

大蔵大臣

向井 忠晴君

文部大臣

岡野 清豪君

厚生大臣

山縣 勝見君

農林大臣

田子 一民君

郵政大臣

高瀬莊太郎君

国務大臣

緒方 竹虎君

国務大臣

大野木秀次郎君

国務大臣

林屋龜次郎君

国務大臣

本多 市郎君

法制局長官

佐藤 達夫君

大蔵政務次官

愛知 揆一君

大蔵省主計局長

河野 一之君

〔参照〕  
三月十九日議長において、左の通り  
議席を変更した。

六〇 團 伊能君  
六一 平林 太一君  
六二 池田七郎兵衛君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円  
(送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段御堂一〇〇〇官報課  
振替東京一九〇〇〇官報課